

徳島市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、市長が行う一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予（以下「減免等」という。）に関する取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入額 生活保護法による保護の実施要領（昭和36年厚生省発社第123号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要額の合計額をいう。
- (3) 一部負担金所要見込額 法第42条又は第43条の規定による一部負担金（高額療養費に該当する場合にあっては、自己負担限度額をいう。）として、医療機関等に支払うべき額の月額のことをいう。

(減免等の対象)

第3条 一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主又は世帯員が、おおむね過去1年以内に、次の各号のいずれかに該当したことにより、資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が困難となった場合において、必要があると認めるときは、申請によりその者に対し、一部負担金の減免等を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
 - (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
 - (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
 - (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。
- 2 前項における「資産及び能力の活用を図った」とは、次の各号のいずれにもに該当することをいう。この場合において、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として同一の世帯員と認定するものとし、住居を一にしていない場合であっても、同一の世帯員と認定することが適當であるときは同様に認定するものとする。
- (1) 当該世帯に保有されている資産の全てが、生活又は営業上の必要財産であること。
 - (2) 当該世帯員のうち労働能力を有する者は、すべて働いていること。ただし、その者が働いていないことに真にやむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 第1項における「必要があると認める」とは、当該世帯が生活保護法の規定による保護（以下

「生活保護」という。) を受けていないこと。また、実収入額が基準生活費以下の世帯にあっては、生活保護に該当しない理由が明白であることをいう。

4 第1項各号のうち、2以上の号に掲げる事由に該当するものについては、減免率の大きいいずれか1つの基準を適用するものとする。

(減免等の基準)

第4条 前条第1項に該当すると認めた場合において行う減免等の適用基準及び措置内容は、同項第1号に該当する場合は別表のとおりとし、同項第2号から第4号に該当する場合は、次の各号の規定による。

- (1) 実収入額が基準生活費の1155／1000以下であり、かつ、預貯金の額が基準生活費の3月以下である世帯は、一部負担金を免除する。
- (2) 実収入額が基準生活費の1155／1000を超える139／100以下であり、かつ、預貯金の額が基準生活費の3月以下である世帯は、一部負担金を減額する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、同号に該当する世帯であって、徴収猶予とすることにより6月以内に一部負担金の支払いが可能となることが確実な場合は、減額に代えて徴収猶予とすることができます。

2 前項第2号の規定による一部負担金減額は、次の計算1及び計算2より減額する額を算定する。

$$\text{計算1} \quad \text{一部負担金減額割合 (小数点以下第二位四捨五入)} = \{ A - (B - C) \} \div A$$

$$\text{計算2} \quad \text{減額する額 (10円未満切り捨て)} = A \times \text{一部負担金減額割合}$$

計算式の符号

A 一部負担金所要見込額

B 実収入額

C 基準生活費に前項第1号の割合を剰じた額

3 別表及び第1項各号の規定による減免等は、同一の疾病又は負傷につき同一の医療機関等で受けた療養の給付に対して行うものとする。

4 第1項第1号及び第2号の規定による一部負担金の免除及び減額は、最初に適用した日の属する月から起算して12月を対象期間とし、そのうち3月を限度として適用する。

5 前項の規定にかかわらず、療養が長期にわたり、前項に規定する期間を超えて減免を行う必要があると認めるときは、3月を限度として更新することができる。

6 第1項第3号の規定による一部負担金の徴収猶予は、措置の対象となる月の翌月から起算して6月間(ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)を徴収猶予期間の限度とし、実情に応じて納付期日を設定するものとする。

(減免等の適用開始日)

第5条 減免等の適用開始日は、申請受理の日の属する月の初日からとする。

2 前項の規定にかかわらず、世帯主の緊急入院、災害、これに類する場合で、真にやむを得ない理由により申請が遅れたと認めるものについては、前項の期間を超えて遡って適用することができる。

きる。

(未納保険料の相談)

第6条 一部負担金の減免等を受けようとする世帯主は、その世帯に賦課された国民健康保険料（国民健康保険料の徴収猶予の措置を受けている期間の納期のものを除く。）に未納があった場合、誠意を持って納付相談に応じ、納付に努めなければならない。

(減免等の申請)

第7条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする世帯主は、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯状況申告書（様式第2号）
- (2) 収入申告書（様式第3号）
- (3) 給与証明書（様式第4号）
- (4) 医療費見込書（様式第5号）
- (5) 預貯金・借入金・資産・生命保険等の状況（様式第6号）
- (6) その他申請理由を証明する資料

(減免等の審査)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請の可否について審査するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、法第113条及び第113条の2に規定されている権限を行使するものとする。

- 2 前項において世帯主及び世帯員が非協力的又は消極的であり、申請内容の事実確認が困難な場合は、申請を却下することができる。
- 3 市長は、第1項の審査により、当該世帯主及びその世帯に属する者に生活保護が適用される蓋然性が高いと判断したときは、生活保護の相談等、適切な福祉施策の利用について福祉部局と連携を図ることとする。

(結果の通知)

第9条 市長は、第7条の規定による申請書を受理した場合において、減免等の可否を決定したときは、世帯主に対し国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認（却下）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

(証明書の交付)

第10条 市長は、減免等の決定をしたときは、世帯主に対し国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（様式第7号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、マイナ保険証又は資格確認書に添えて当該証明書を保険医療機関等に提出しなければならない。
- 3 証明書は特別な場合を除き、1月ごとに交付するものとする。

(減免等の取消)

第11条 市長は、偽りの申請その他不正行為により減免等を受けた者を発見したときは、当該減

免等の決定を取り消し、当該減免等により支払いを免れ、又は徴収猶予された額を一括して徴収するものとする。

2 市長は、減免等の決定を受けた者の資力その他の事情が変化したため、減免等の措置が不適当となったと認められるときは、減免等を取り消し、徴収猶予にあっては、猶予期間を短縮し、徴収できるものとする。

3 市長は、前2項の規定により減免等を取り消したときは、減免等を受けた者及び保険医療機関等に対して国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書（様式第9号）により通知しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同年同月同日以後に申請のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同年同月同日以後に申請のあったものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行し、平成31年1月1日以降に受けた療養の給付に係る一部負担金について適用する。

2 平成30年10月1日から同年12月31日までの間に受けた療養の給付に係る一部負担金について、この要綱の規定を適用することが当該一部負担金を支払うべき者にとって有益である場合にあっては、当該者が支払うべき一部負担金に対し、この要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同年同月同日以後に申請のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同年同月同日以後に申請のあったものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行し、同日以後に申請のあったものについて適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

「徳島市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予実施要綱」別 表

平成23年9月21日より適用

要綱	事由	適用範囲	措置内容			添付書類	適用期間
第3条第1項第1号	火災によるもの	居住の用に供する住宅又は家財等の損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財等の価格の10分の3以上で、前年の合計所得額(旧国保被保険者を含める)が1000万円以下の世帯	火災の程度 前年所得	一部焼失	全焼	り災証明書・被災証明書 火災保険等で補填された金額を証明する書類 (ただし、当該事由により国民健康保険料の減免に該当した者は、省略可)	災害を受けた日から起算して、3箇月めの月末を限度とする。 ただし、3月を超えて減免を行う必要があると認めるときは、3月を限度として更新をすることができる。
			500万円以下	2分の1を減額	免除		
			500万円を超えて750万円以下	4分の1を減額	2分の1を減額		
	火災以外の災害等によるもの	居住の用に供する住宅又は家財等の損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財等の価格の10分の3以上で、前年の合計所得額(旧国保被保険者を含める)が1000万円以下の世帯 ※ 床上浸水の場合、損害の金額は10分の3とみなす	損害割合 前年所得	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	り災証明書・被災証明書 火災保険等で補填された金額を証明する書類 (ただし、当該事由により国民健康保険料の減免に該当した者は、省略可)	災害を受けた日から起算して、3箇月めの月末を限度とする。 ただし、3月を超えて減免を行う必要があると認めるときは、3月を限度として更新をすることができる。
			500万円以下	2分の1を減額	免除		
			500万円を超えて750万円以下	4分の1を減額	2分の1を減額		
	災害救助法の適用となった災害等によるもの	住宅が全半壊、全半焼又はこれに準じる被災をした場合	免除			り災証明書・被災証明書	国の定める期間。ただし、国からの指定がない場合は、火災以外の災害等によるものと同期間とする。
			免除				